

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-12
許認可等の種類	充てん設備の変更の許可			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項			
許認可等の概要	<p>充てん設備の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとする液化石油ガス販売事業者は、知事の変更許可を受けなければならない。</p> <p>(最終)知事 (専決)ものづくり振興課長</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4から第37条の6まで</p> <p>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成9年通商産業省令第11号)第63条から第73条まで、第81条から第84条まで</p> <p>3 バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件 (平成9年3月17日通商産業省告示第127号)</p> <p>4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について(平成19年7月27日付け平成19・07・25原院第6号)</p> <p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)</p>			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁20日)			
期間の制定根拠	過去の実績			